

## 循環器・呼吸器病センター医療情報システム更新業務委託に係る 落札者決定基準

本資料は、循環器・呼吸器病センター医療情報システム更新業務委託に係る落札者決定基準について示すものである。

### 1 資格審査

「循環器・呼吸器病センター医療情報システム更新業務総合評価審査委員会」（以下「委員会」という。）の事務局職員が、「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「説明書」という。）の「3 入札参加資格」に定義された参加資格（以下「参加資格」という。）を満たしているか否かを審査する。

参加者のうち、参加資格を満たしていない者は失格とする。

### 2 一次審査（書類審査）

(1) 参加資格を満たしている者が5者以下の場合は、全ての参加者を二次審査（プレゼンテーション審査）に参加できる者として選定する。

(2) 参加資格を満たしている者が6者以上ある場合は、委員会の各委員が、提出された提案書等について、「循環器・呼吸器病センター医療情報システム更新業務評価項目一覧」（以下「評価項目一覧」という。）において「必須」と定義された提案依頼事項を審査する。

審査方法については、「3 二次審査（プレゼンテーション審査）」に準拠して行うものとし、参加者ごとの得点を算出する。

(3) 委員会の各委員による審査結果に基づき、得点の合計の高い5者を、二次審査（プレゼンテーション審査）に参加できる者として選定する。

### 3 二次審査（プレゼンテーション審査）

#### (1) 審査内容

ア 評価項目一覧において定義された提案依頼事項に基づく提案内容を審査する。

イ 提案内容は文書による意思表示にとどまらず、プレゼンテーションでの説明や質疑に対する回答も含めて審査する。

ウ 根拠、実現方式等が明瞭に記載されているかについて審査する。

#### (2) 評価方法

ア 説明書に定義された参加資格を満たしていない者、また、評価項目一覧において「必須」と定義された提案依頼事項のうち、1つでも満たしていない項目がある者は失格とする。

イ 失格ではない者について、各委員が上記「(1) 審査内容」による評価に応じて、「別紙 採点基準」(2)イにより加点する。

ウ イで加点した結果を基に、加点に対する評価割合を項目の配点に乘じ、得た値の小数点以下を切り捨てた値を得点とする。

エ 審査員が審査した結果、追加提案の項目を除き、1項目でも5段階評価で1が付された者については、委員の合議により失格となる場合がある。

オ 仕様書及び評価項目一覧に記載されていない項目や提案内容については評価の対象としない。

#### 4 決定基準

落札者の決定については、以下の基準による。

- (1) 「別紙 採点基準」1に記載している「総合点数」が最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合点数の最も高い者が2者以上あるときは、提案プレゼンテーションに関する評価点が高い者を落札者とする。
- (3) 提案プレゼンテーションに関する評価点と同点の場合は、機能仕様書に関する評価点が高い者を落札者とする。
- (4) 機能仕様書に関する評価点と同点の場合は、価格に関する評価点が高い者を落札者とする。
- (5) 価格に関する評価点と同点の場合は、委員会で協議し落札者を決定する。

## 採点基準

## 1 総合点数の計算方法

総合点数＝機能仕様書に関する評価点＋提案プレゼンテーションに関する評価点＋  
現場デモンストレーション評価に関する評価点＋価格に関する評価点

## 2 評価点の配点

総合点数は1, 600点満点とし、評価点ごとの配点は次のとおりとする。

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| (1) 機能仕様書に関する評価点        | 400点 |
| (2) 提案プレゼンテーションに関する評価点  | 400点 |
| (3) 現場デモンストレーションに関する評価点 | 400点 |
| (4) 価格に関する評価点           | 400点 |

## 3 評価点の算出方法

点数の算出にあたっては、次の(1)～(4)の計算結果について、それぞれ小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを有効とする。

## (1) 機能仕様書に関する評価点

機能仕様書の各加点点目について、次表に基づき取得点数を集計した上で、イにより算出した評価点を付与する。

## ア 評価ランク

| 評価 | 評価基準                             | 取得点数 |
|----|----------------------------------|------|
| A  | パッケージの機能をベースに、システムによって仕様を全て実現する。 | 5点   |
| B  | 本稼働までにパッケージ標準機能として実装する。          | 4点   |
| C  | カスタマイズあるいは代替運用で実現可能。費用は見積もりに含む。  | 1点   |
| D  | システムによる対応が不可能である。あるいは記載なし。       | 0点   |

## イ 評価点算出

「機能仕様書に関する評価点」＝「非機能仕様書及び機能仕様書に対する取得点数の合計」÷（非機能仕様書及び機能仕様書の総項目数 × 5（満点））× 400点

## (2) 提案プレゼンテーションに関する評価点

提案書に関する評価項目一覧に掲げる評価項目ごとに、次表に基づき審査委員が5段階評価を行った上で、イにより算出した評価項目ごとの評価点の合計点を付与する。

## ア 評価ランク

| 評価 | 評価基準                             | 取得点数 |
|----|----------------------------------|------|
| 5  | 非常に優れた提案であり、当センターにとっての有用性が非常に高い。 | 5点   |
| 4  | 優れた提案である。                        | 4点   |
| 3  | 要求している要件を満たしている。                 | 3点   |
| 2  | 要求している要件の充足について、疑義がある。           | 2点   |
| 1  | 要求している要件を満たしていない。あるいは記載なし。       | 0点   |

イ 評価点算出

評価する委員ごとに、「各評価項目における「評価項目配点」×「取得点数」÷5（満点）の合計点数」を算出し、全委員の平均点を提案書に関する評価点とする。

(3) 現場デモンストレーションに関する評価点

入札期間中に現場スタッフを対象とした提案システムのデモンストレーションを行い、現場視点の評価をアンケート形式で収集し、現場の意見を総合評価に反映させる。職種ごとに持ち点を配し、参加者の評価を職種単位で平均・集計した結果を評価点とする。

ア 評価ランク

| 評価 | 評価基準                                     | 取得点数 |
|----|------------------------------------------|------|
| S  | 操作性やレスポンス等が非常に優れており、当センターにとっての有用性が極めて高い。 | 5点   |
| A  | 操作性やレスポンス等が優れており、当センターにとっての有用性が高い。       | 4点   |
| B  | 操作性やレスポンス等が許容範囲であり、当センターでの運用に支障はない。      | 3点   |
| C  | 操作性やレスポンス等が劣っており、当センターにとっての有用性が低い。       | 2点   |
| D  | 操作性やレスポンス等が非常に劣っており、当センターでの運用に支障を来す。     | 1点   |

イ 評価点算出

下表のとおり職種ごとに持ち点を配し、平均・集計した結果を換算し評価点とする。

| 区分  | 医療職 |     |        | 事務職            |
|-----|-----|-----|--------|----------------|
| 持ち点 | 30  | 30  | 15     | 5              |
| 職種  | 医師  | 看護師 | コメディカル | 事務職<br>(医事・企画) |

「現場デモに関する評価点」＝（「職種ごとの取得点数平均」×「職種ごとの持ち点換算」）×5（評価点換算）の総計

例) 医師の場合

$$\text{取得点数平均} = 4.2$$

$$\text{持ち点換算} = \text{持ち点} \div \text{取得点数満点} = 30 \div 5 = 6$$

$$\text{評価点換算} = 400 \div 80 \text{ (持ち点合計)} = 5$$

$$(4.2 \times 6) \times 5 = 126$$

(4) 価格に関する評価点

最も低い入札価格（導入費用）を最低入札価格として、その乖離比率を評価する。

$$\text{価格の評価点} = 400 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} \div \text{入札価格})$$

※「価格」は消費税抜き

以上